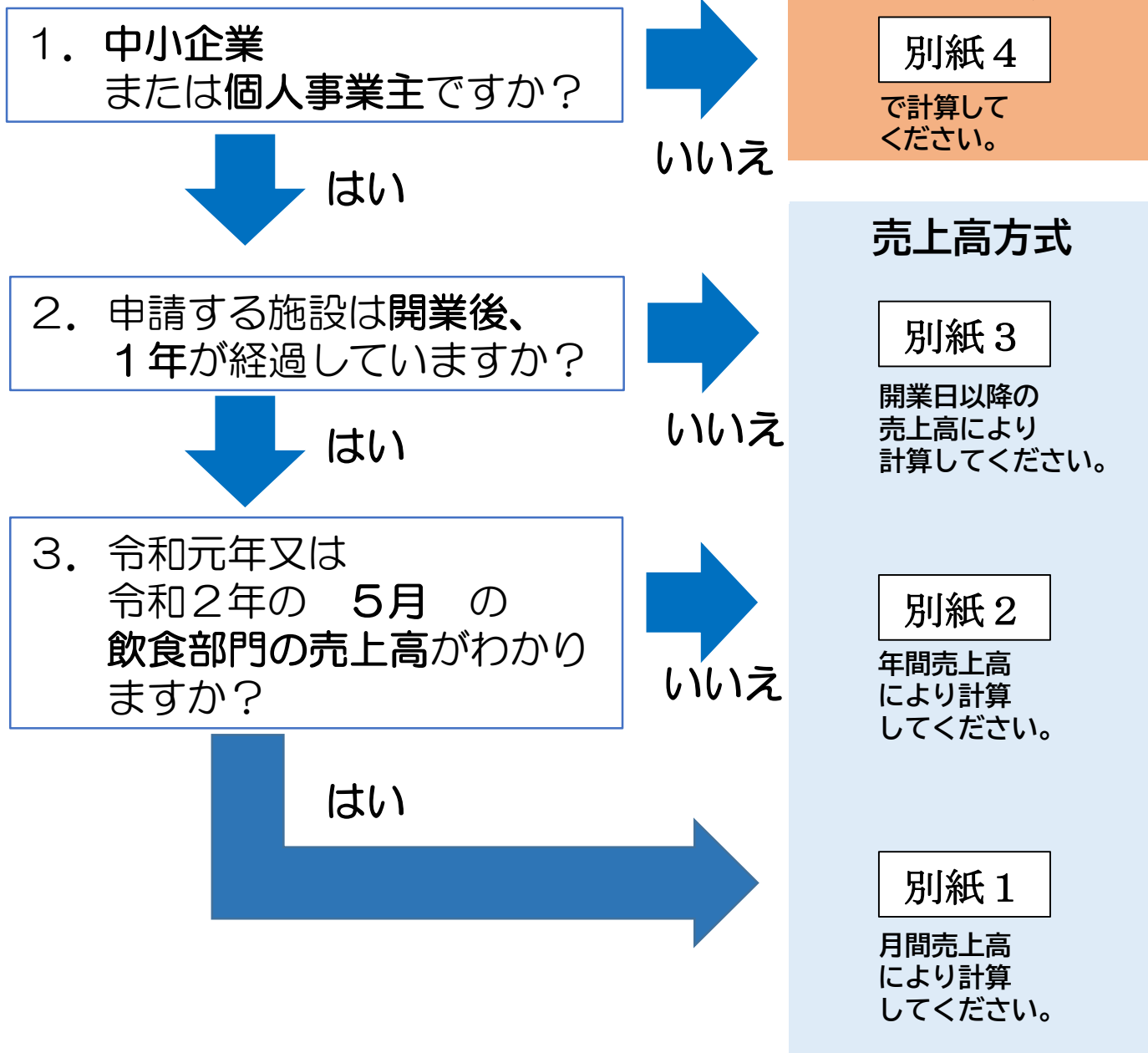


岡山県 時短要請協力金（第2期）の計算シート判定表



【留意事項】

◎中小企業等で、令和元年又は令和2年5月の1日あたりの売上高が25万円を超え かつ、令和3年5月の1日あたりの売上高が令和元年又は令和2年5月から

- ・18万7,500円を超えて減少している場合（5月14日又は5月15日協力開始の場合）
- ・25万円を超えて減少している場合（5月16日以降協力開始の場合）

には、別紙4で計算した方が、協力金支給額が大きくなる場合があります。

◎令和2年4月に開業した場合など、コロナの影響を大きく受けた令和2年5月の売上高を用いて1日あたりの売上高を算出すると、著しく現状と乖離する場合は、別紙2により算出することも可能です。